

発議第1号

上下水道施設の広域的経営統合に関する意見書について

上記の議案を、多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月26日提出

提出者 生活環境常任委員会
委員長 辻 誠一

上下水道施設の広域的経営統合に関する意見書

地方周縁部の小規模自治体にとって、上下水道施設はその整備や維持管理費に多大な費用が必要であるばかりか、耐震化、水質基準の改定への対応等の自治体財政への影響は計り知れず、抜本的な対策が必要である。また被災自治体において、早急に求められるのは、生活の基礎的インフラである上下水道施設の復旧である。

そのためには、高度な技術を習得した一定数以上の専門職員が必要であるが、小規模自治体ではそのような専門職員の確保が困難となっており、「広域的な協力・相互支援体制の確立」が迫られている。

さらに、このような上下水道施設は、住民が直接負担する使用料で経営することから「1人当たりの使用料の地域間格差」も大きな問題である。

都市部では人口密度が高いことから投資効率が良く、使用料を低く抑えることができるが、面積が広大で人口が少ない地方周縁部では、そうはいかない。

この結果、上下水道使用料を全国的に比較したとき、月額1,830円から11,860円と「6倍」を超える大きな格差と不平等が生じている。(参照: 全国水道料金DB クロダソフト)

この大きな使用料格差は、地方への移住を検討する都市住民にとってのマイナス材料であるばかりか、地方周縁部への企業誘致の障壁の一つともなっている。

同じ国民生活の基礎的インフラである「電力の供給」では、広域的経営が行われ、域内同一料金体系が採用されているところであるが、上下水道も「広域的な経営統合」を進め都市と地方周縁部の格差を是正しインフラ面での自治体消滅の危機を回避すべく対策を講じる事を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山崎 正昭 様

多可町議会議長 河崎 一